

札幌市消防団員の自家用車の公用使用に関する要綱に定める自家用車の登録及び公用使用の手続並びにアルコール検査の取扱いについて

令和 6 年 9 月 24 日 総務部長決裁

1 趣旨

札幌市消防団に所属する消防団員（以下「団員」という。）が、公務のために自家用車を使用するときの登録及び使用に係る手続並びにアルコール検査の取扱いについて、事務を迅速かつ能率的に処理するため、必要事項を定める。

2 自家用車の登録の手続

(1) 登録手続

公用使用する場合は、札幌市消防団員の自家用車の公用使用に関する要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 1 項各号に規定する手続により、当該自家用車を登録しなければならない。

(2) 添付書類

ア 要綱第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる添付書類は、本部長又は分団長（以下「分団長等」という。）が、提出された「公用使用する自家用車届（様式 1）」の記載内容に不備がないかを確認するために使用する。

イ 添付書類は、本紙又は写しのほか、電子ファイル（書類を撮影した写真を含む。）とする。

なお、別の手段により確認することが可能で、分団長等が認める場合はこの限りでない。

ウ 添付書類は、分団長等による確認後、本部事務において特段の必要がない場合は保存しないこととする。

(3) 更新手続

変更内容が運転免許証、自動車検査証、自賠責及び任意保険等の更新のみについては、口頭報告とすることができる。ただし、団長（本部）から関係書類の提示を求められた場合はこの限りでない。

3 公用使用の手続

(1) 公用使用結果報告書（様式 4）の提出

団員が公用使用した場合は、要綱第 7 条第 2 項の規定により、分団長等は、「自家用車の公用使用結果報告書（様式 4）」を団長に提出しなければならない。ただし、災害の発生又は災害の発生のおそれがある場合の公用使用を除き、要綱第 3 条

第1項各号に規定する公用使用の基準による使用であることが明らかな場合で、分団長等が認める場合はこの限りでない。

(2) 自家用車の公用使用簿（様式5）の提出

要綱第7条第3項の規定による「自家用車の公用使用簿（様式5）」の報告は、災害の発生又は災害の発生のおそれがある場合の公用使用を除き、省略することができる。

4 公用使用承認の制限

(1) アルコール検知の方法

要綱第8条第1項第5号に規定するアルコール検知の方法は、アルコール検知器（以下「検知器」という。）を用いて呼気アルコール検査により行う。

(2) 検知器の導入及び保守管理

検知器は、各分団（本部を含む。）に各1個配置し、定期的に保守点検を実施することとする。

なお、検知器の導入及び更新に係る費用は、非常備予算で対応する。

(3) 検査方法

検査は、公用使用する前に、分団長等又は分団長等が指名する団員の立会いのもと、検知器を使用して行う。この場合、検査した結果を「自家用車の公用使用結果報告書（様式4）」に記録する。

なお、その活動の性質上、立会人同席のもとでの検査が困難な場合で、分団長等が認める場合はこの限りでない。

(4) アルコール反応が検知された場合の対応

アルコール反応が検知された団員（道路交通法上の酒気帯び運転となる呼気10中0.15mg以上の反応があった団員）については、分団長は、その反応が検知されなくなるまでの間、当該団員に運転させてはならない。